

平成6年3月24日に建設省より下水道事業の認可を受け、同年4月より整備事業に着手してから3年の月日が流れました。

流域下水道工事は、シールド工法で谷村地区・禾生地区が、開削工法で天神パイパス（文太通り）がそれぞれ工事を行っています。住民の皆さんは下水道事業をどのように受けとめているのでしょうか。

## 下水道について 感じていることを 市民の皆さんに 聞いてみました



主婦 石川弘子さん  
(上谷4丁目)

下水道事業には、もっと早く取り組んでもらいたかった。というのが、率直な感想です。

主人が釣り好きで、桂川には朝早くからよく出かけますが、七時を過ぎたころから生活用水が流れ込むので、釣りにならないとよくぼやいています。特に、蒼竜峡の裏は汚いので一日も早い供用開始を望んでいます。

受益者負担金もある程度はしかたがないですが、できるだけ市で負担してもらいたいです。

建物が建っても全員が使うわけではないのに受益者負担はありません。下水道だってみんなまで負担してもいいのでは？。でも、流域下水道だからしょうがないですね。

環境はよくなるし、自分の子ども時代を考えると是非とも必要なのなので賛成です。

ただ、谷村町駅前の公園はつぶしてほしくなかったです。



主婦 白鳥操さん  
(大野)

下水道は、きれいな川を取り戻すために必要なものだと思います。環境がよくなるのだから多少の負担も仕方ないでしょう。

ごみ袋も当たり前のように買っていて、きちんと分別して出すようになり、リサイクルもかなり普及してきました。

下水道だって、水道料を払うのと同じように使用料を払うのは仕方ないことだと思います。

一つ足りないと思うことは、私を含め下水道に対する市民の認識のなさです。市は、ただ単に「下水道は必要だ」ではなく、今の都留はこういう状態なので、こんなふうにして環境を守ろう。というようなPRが足りないように思います。

すでに工事もかなり進んでいますが、もっともつと説明やPRを積極的にするべきではないでしょうか。

### 受益者負担金の概要

#### 受益者負担金とは ……

下水道施設は、公園や道路とは異なり、その恩恵を受けるのは処理区域という限られた地域の人びとだけです。

そのため、下水道の建設費のうち、国や都道府県からの補助金を除いた市町村費分を、住民からの税金だけでまかなうことは、下水道を利用できない人びとにまで負担をかけ、税負担の公平を欠くこととなります。

そこで、下水道の便益性や利用価値を受ける処理区域の人びとに建設費の一部を負担していただくのが「受益者負担金」といわれ、全国的に行われている制度です。

#### 受益者とは ……

公共下水道の排水区域内に土地を所有している方、つまり下水道が整備される区域内に土地を持っている方が、負担金の対象者（受益者）となります。

ただし、その土地に地上権、質権、賃貸借もしくは使用貸借などの権利がある場合は、その権利者が受益者となります。（一時使用のために設定された権利を除きます）

アパート、社宅、公営住宅等に住んでいる方は、土地に権利がないため受益者とはなりません。